

学校法人京都薬科大学利益相反ポリシー

2010年4月1日 制定

2015年4月1日 一部改正

2017年4月1日 一部改正

学校法人京都薬科大学（以下、「本学」という。）は、「愛学躬行」の建学の精神のもと、医療・創薬・生命科学に関する幅広い専門知識に基づいた思考力と行動力、さらには豊かな教養と生命の尊厳を踏まえた高い倫理観を伴う人間性を兼備した薬剤師に必要な能力を身につけ、臨床領域をはじめ、創薬科学領域、学術・教育領域、保健。衛生領域等、多様な領域において活躍できる人材を育成することを教育目的に掲げ、教育及び研究の両面で社会貢献を果たしてきた。

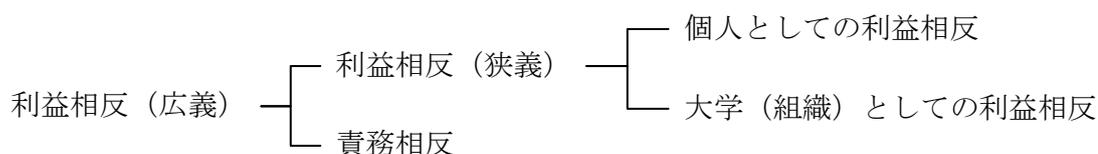
教育及び研究活動を通じた長期的観点からの社会貢献に加え、大学には自らの研究成果を産学官連携を通じて活用することにより、積極的に社会に貢献することが一層期待されるようになっている。

一方、産学官連携とりわけ企業との連携を推進していくことによって、本学の役員、教育職員及び事務職員（以下、「職員等」という。）が連携先の企業等との関係で有する利益や責務と、職員等が本学で果たすべき教育及び研究上の責務が衝突しているように見える状況が生じうる。こうした状況は、広く「利益相反」と言われている。

本学は、大学が行う教育及び研究活動への信頼が損なわれないこと、また、産学官連携活動が公正かつ円滑に推進されることを目的として、次のとおり利益相反ポリシーを定める。

1. 定義

本ポリシーでは、利益相反に関する用語を次のように定義する。



(1) 利益相反（広義）

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念をいう。

(2) 利益相反（狭義）

職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育及び研究という大学における責任が衝突又は相反している状態をいう。

(3) 個人としての利益相反

職員等が得る利益と職員等個人の大学における責任が衝突又は相反している状態をいう。

(4) 大学（組織）としての利益相反

大学が組織として得る利益と大学の社会的責任が衝突又は相反している状態をいう。

(5) 責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

2. 基本方針

(1) 本学は、社会貢献という大学の使命に鑑み、職員等の産学官連携活動を積極的に推進する。

(2) 本学は、産学官連携活動の過程で生じうる利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。

(3) 本学は、職員等からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱く恐れのあるものについては、適切な助言及び指導等により、その解消を図る。

(4) 本学における利益相反マネジメントは、職員等の産学官連携活動を制限するものではなく、本学の社会的信頼を確保し、職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

3. 適用対象者

本ポリシーの適用対象者は、職員等とする。ただし、それ以外の者に対しても、必要がある場合には本ポリシーの適用を求めることがある。

4. 判断基準

産学官連携活動の過程で生じ得る利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し大学の教育及び研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを、基本的な判断基準とする。

5. 説明責任

本学は、利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することで、社会に対する説明責任を果たす。

6. 個人情報等の保護

本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報を適切に管理する。利益相反に関する情報を知り得た者は、正当な理由なく当該情報を他に漏らしてはならない。

7. 啓発活動

本学は、職員等に対し、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

8. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱い事項は、「学校法人京都薬科大学利益相反マネジメント規則」として別に定める。